

社会福祉法人長いスプーン 役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人長いスプーン（以下「法人」という。）の定款第8条、第19条及び社会福祉法人長いスプーン評議員選任・解任委員会運営細則第7条に基づき、役員、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）及び社会福祉法人長いスプーン苦情解決規程に基づく第三者委員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 第三者委員とは、社会福祉法人長いスプーン苦情解決規程に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第9条及び第19条の規定に定めるとおり、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員等および委員が、理事会、評議会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときには、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等および委員の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 理事会、評議会の開催に関しては、飲食費の実費額とする。

4 日当及び宿泊費は、次のとおりとする。

日 当 1日につき3,000円

宿泊料 1泊につき実費額

(報酬等の支給日)

第5条 役員等及び委員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年6月24日(評議員会の議決日)から施行し、平成30年4月1日から適用する。